

「交流コンテナ」利用規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが（以下「機構」という。）が運営するわいわい!!コンテナ2（以下「コンテナ」という。）内の交流コンテナの運営及び利用に関する義務について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 交流コンテナの利用時間は、コンテナの開館日の午前10時から午後6時までとする。

(利用料)

第3条 交流コンテナの利用料は、2時間600円とする。

(利用者の遵守事項)

第4条 交流コンテナを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機構が行う各種事業（イベント）に積極的に協力すること。
- (2) 利用を終了したときは、原状を回復すること。
- (3) 清掃及び整頓を行い、ゴミ箱は利用者が用意し処理すること。
- (4) 区画をはみ出した利用をしないこと。
- (5) 原則として火気を使用しないこと。
- (6) 利用中は無断で留守にしないこと。
- (7) 多くの方の来場を促す工夫をすること。
- (8) コンテナの敷地内は禁煙とする。
- (9) 公序良俗に反する行為をしないこと。

(利用申込)

第5条 利用者は、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から利用申込みができるものとし、利用申込書に必要事項を記入の上、利用料を添えて機構に提出しなければならない。

(利用取消)

第6条 利用者は、自身の都合により交流コンテナの利用を取り消すときは、速やかに機構に届け出なければならない。

- 2 利用者が第4条に規定する事項を遵守しないときは、機構は利用を取り消すことができる。
- 3 第1項及び第2項の規定により利用を取り消したときは、既納の利用料は返金しないものとする。ただし、災害等により機構が管理運営上支障があると認め利用を取り消したときは、利用者が利用できなかった期間に相当する額を返金するものとする。

(行為の承認)

第7条 利用者は、次に掲げる事項に該当する場合は、機構の事前の承認を受けなければならない。

- (1) 特別の設備（既存の設備に造作を加えないものに限る。）を設置する場合。

(2) コンテナの運営に影響があると見込まれる行為を行う場合。

(損傷及び滅失の届出)

第8条 利用者は、施設や附属設備等を破損し、又は滅失した場合は、直ちにその旨を機構に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めがない事項については、機構と利用者が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。